

特集

加算税見直しを踏まえた賦課要件の検討と対応

法定調書の拡大と加算税の 加算及び減算措置

名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授・税理士

奥川 哲也

▶ポイント

- ① 所得税及び相続税の申告に際し、一定の要件を満たした場合、国外財産調書及び財産債務調書の提出が求められる。
- ② 国外財産調書については、その虚偽記載を行った場合又は提出期限までに提出しなかった場合、罰則規定が適用される可能性がある。
- ③ 両調書において過少申告加算税等の加算及び減算の特例制度が設けられている。

はじめに

平成24年度税制改正及び平成27年度税制改正により、「国外財産調書」及び「財産債務調書」が創設され、法定調書の拡大がなされたが、この両調書に関連して過少申告加算税等の加算等の特例制度も併せて措置された。

本稿においては、両調書制度の制度創設の背景等及び制度概要等を整理しつつ、これらに併せて措置された加算税の加算等措置の制度創設の背景等及び制度概要を解説する。ま

た、実際の税務調査における事例と今後の納税者及び税理士の対応についても紹介することとする。

I 導入の背景

近年、個人の保有する国外財産が年々増加している中、国外財産にかかる所得税や相続税の申告漏れも増加している*1。これらに対する課税の適正化が喫緊の課題となっていたことから、平成24年度税制改正において「国外財産調書制度*2」が創設された。

*1 平成23年度第15回税制調査会会議資料によれば、所得税調査における国外財産にかかる1件当たりの所得の申告漏れは、1,841万円（平成18事務年度）から3,390万円（平成21事務年度）に、相続税調査における1件当たりの国外財産の申告漏れは、4,244万円（平成18事務年度）から10,661万円（平成21事務年度）に増加している（税制調査会「国外財産に関する保有・申告漏れの状況」（平成23年11月）国際課税資料11頁参照）。

*2 国税庁によれば、制度施行初年度である平成26年3月提出期限分については、総提出件数5,539件、国外財産の総合計額2兆5,142億円、また平成27年3月提出期限分については、総提出件数8,184件、国外財産の総合計額3兆1,150億円と公表されている（参考URL：http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2014/kokugai_zaisantoyosyo/kokugai_zaisantoyosyo.pdf, http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/kokugai_zaisantoyosyo/kokugai_zaisantoyosyo.pdf [最終確認日平成28年5月4日]）。

また、平成27年度税制改正においては、個人が保有する含み益のある株式等を保有したまま、キャピタルゲイン非課税国へ国外転出し、その後売却することにより課税逃れを行うことを防止するため「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例*3」が創設されたが、この制度の実効性を補強するため、従来の「財産債務明細書」の見直しを行い、「財産債務調書」として整備を行った。

これらの調書は適正公平な納税を確保するために、個人の有する財産等の情報を税務当局が適切に把握し、その財産等にかかる所得税及び相続税の課税漏れを防ぐ役割を果たすものであるが、これらは納税者自身から申告を求める制度であることから、その実効性を担保するため、過少申告加算税等の特例制度を設けたものである。

II 国外財産調書制度の解説

1 制度創設の背景等と沿革

個人が国外に所有する財産より生じる所得等に関して、税務当局は平成10年4月1日より施行されている国外送金等調書*4や税務調査を通じて入手した資料情報及び租税条約等に規定する情報交換規定により条約相手国から入手した資料情報に基づき適正な課税の

確保に向けて努力をしてきた。

しかしながら、こうした国外財産の把握に当たっては、①日本の税務当局が外国の金融機関等に対して税務調査権限を行使することや、資料情報の提出を求めることは執行管轄権の制約より困難であること、また、②租税条約等に基づく外国の税務当局との情報交換により網羅的に納税者の国外財産及び国外所得を入手することは困難であることなど、その把握体制には限界があった*5。

これらの問題点に対して、国外財産にかかる情報の把握につきさらなる具体的な方策の検討が求められていたところ、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）*6及び平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）*7での今後の改革の方向性を踏まえ、平成24年度税制改正において、諸外国の例も参考にしつつ、納税者本人より国外財産の保有状況につき国外財産調書の提出を求める本制度の創設となったものである。

なお、国外財産調書制度については、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」（以下「国外送金等調書法」という）の一部改正という位置づけとなる。

2 制度の概要

1 適用対象者

*3 居住者が国外転出をする場合において、1億円以上の有価証券等を有している場合に、国外転出時の時価相当額の譲渡等があったものとみなしてその譲渡所得等に対して所得税を課す制度（所法60の2）。

*4 「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」（平成9年法律第110号）において提出を要する調書等をいう。

*5 吉沢浩二郎ほか『平成24年版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、平成24年）616頁参照。

*6 平成22年度税制改正大綱（19頁）において、「適切な課税・徴収の確保の観点から、クロスボーダーで活動を行う者の適切な課税の確保や、国外資産等に係る情報の的確な把握についても、具体的な方策について検討する必要があります。」と国際課税の改革の方向性が示されている。

*7 平成23年度税制改正大綱（112頁）において、「国外資産に関する報告制度など様々な資料情報収集の手続整備に向け、適切な課税・徴収の確保の観点から、具体的な方策について引き続き検討します。」と今後の検討事項として示されている。

所得税法2条1項3号に規定する居住者（同項4号に規定する非永住者を除く）が、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円*8を超える国外財産を有する場合には、その者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととされている（国外送金等調書法5条①本文）。

ただし、国外財産調書の提出期限（その年の翌年の3月15日）までの間に国外財産調書を提出しないで死亡し、又は出国*9をしたときは、その提出を要しない（国外送金等調書法5①ただし書）。

2 国外財産とその価額

国外財産とは、国外にある財産をいうこととされており（国外送金等調書法2一四）、その財産が国外にあるかどうかの所在の判定*10に関しては、相続税法10条1項及び2項の規定の定めるところによるとされている（国外送金等調書令10①）。

国外財産の価額は、当該国外財産のその年の12月31日における①時価又は②時価に準ずるものとして「見積価額」により評価することとされている*11（国外送金等調書令10④）。

3 質問検査権とその罰則規定（財産債務調書と共通）

国外財産調書又は財産債務調書の提出に関する調査にかかる質問検査権に関しては、国税通則法第7章の2（国税の調査）に規定する所得税の支払調書等の提出に関する権限等を踏襲した内容が規定されている（国外送金等調書法7、9）。

4 罰則規定

国外財産調書の提出においては、その適正な提出を担保するため、国外財産調書に偽りの記載をして税務署長に提出した者又は正当な理由がなくて国外財産調書をその提出期限までに税務署長に提出しなかった者について、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科す罰則規定が設けられている（国外送金等調書法10）。

III 財産債務調書制度の解説

1 制度創設の背景等と沿革

財産債務調書は、平成27年度税制改正において、それまでの財産債務明細書*12の提出制度の見直しが行われたことにより新たに創設されたものである。

*8 国外財産調書の提出が必要となる国外財産の基準額については、国外財産にかかる所得税や相続税の課税漏れの状況や、相続税の基礎控除の定額部分（平成26年12月31日までは5,000万円）などを勘案して定められた（吉沢ほか前掲*5・619頁参照）。

*9 「出国」は、居住者が国税通則法117条2項に規定する納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう（所法2①四二）。

*10 財産の所在判定については、財産の所有に関する制度である「国外財産調書」においても、現行、財産を相続等により取得した場合に課される相続税の「財産の所在」を定める相続税法10条（特に制限納税義務者の場合に財産の所在が重要になる）の規定を基に定めるとされた（吉沢ほか前掲*5・619頁参照）。

*11 「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書関係）の取扱いについて（法令解釈通達）」（平成27年6月29日最終改正：課総8-35ほか）（以下「国外送金等調書通達」という）5-7ほか参照。

*12 財産債務明細書の起源は古く、昭和25年のシャープ勧告による税制改正に遡り、富裕税法の創設とともに導入されたものである。武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法 第4-2巻』（第一法規、加除式）9,182頁参照。

従前の財産債務明細書においては、その保有財産の記載内容は概括的で金額等の記載がないものも多く、税務当局において申告内容の検証に活用するには不十分であることに加え、提出率も4割程度にとどまっていること等が課題であった*13。また、平成27年度税制改正における「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」の創設に際し、その制度の適正公平な課税を確保するためには、保有する有価証券の情報把握が不可欠であるところ、従前の「財産債務明細書」では不十分であったとの課題に対応するため、対象者を限定した上で、その財産の時価情報等の記載内容を充実させることとなり、「財産債務調書」として整備することとされたものである*14。

2 制度の概要

1 適用対象者

所得税法120条1項に規定する確定申告書の提出を要する者（非居住者の総合課税にかかる所得税の申告を含み、確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の申告を除く）又は所得税法127条1項に規定する年の途中で出国をする場合の確定申告の提出を要する者（非居住者の総合課税にかかる所得税の申告を含む）で、その申告書に記載すべきその年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財

産*15又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産*16を有する場合には、その者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びにその者が同日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を、その年の翌年の3月15日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされている（国外送金等調書法6の2①本文）。

なお、提出期限（その年の翌年の3月15日）までの間に当該財産債務調書を提出しないで死亡したときは、提出を要しないこととされている（国外送金等調書法6の2①ただし書）。

2 財産及び債務とその価額

財産債務調書に記載すべき財産及び債務の範囲に関しては、国外送金等調書法等において個別具体的な規定は設けられていないが、財産については、金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものをいうとされている（国外送金等調書通達2-1）。なお、国外財産調書を提出する場合における国外財産に係る財産債務調書に記載すべき事項（当該国外財産の価額を除く）については、財産債務調書への記載を要しないものとする（国外送金等調書法6の2②）。

財産の価額については、国外財産調書制度における規定を準用し、債務の金額はその年の12月31日における現況とするものとされて

*13 関禎一郎ほか『平成27年版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、平成27年）890頁参照。

*14 関ほか前掲*13・890頁参照。

*15 財産債務調書の提出が必要となる資産基準額について、「合計3億円以上」という基準は、相続税にかかる財産の平均的な課税価格（平成25年分）が2億円を上回ることを勘案して設けられたものとされている（関ほか前掲*13・891頁参照）。

*16 「合計1億円以上の国外転出特例対象財産」という基準は、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象となる国外転出特例対象財産（所得税法60条の2第1項に規定する有価証券、同条2項に規定する未決済信用取引等及び同条3項に規定する未決済デリバティブ取引にかかる権利をいうこととされている）の基準が1億円以上とされていることを踏まえたこととされている（関ほか前掲*13・891頁参照）。

いる（国外送金等調書令12の2②，国外送金等調書規15④）。また債務の金額は，その年の12月31日における債務の現況に応じ，確実に認められる範囲の金額をいうとされている（国外送金等調書通達6の2-13）。

3 質問検査権とその罰則規定（国外財産調書と共通）

前述の国外財産調書と同様の規定となっている。

4 罰則規定

前述の国外財産調書における不提出等に対しては，調書の対象となる国外財産には税務当局の調査権限が及ばず，提出義務の有無を含めた内容を確認する手段が限られていること等を踏まえ，罰則規定が設けられているが（国外送金等調書法10），調書の対象の多くが国内財産となるものと考えられる財産債務調書には，こうした不提出等に対する罰則が設けられていない*17。

IV 両制度における加算税制度の特例

1 制度創設の背景等

両調書の制度創設の背景等は前述のとおりであるが，両調書において，その提出を納税者の自主申告にゆだねることから，その実効性を担保するため，これらの調書の適正な提出に向けた，いわばアメとムチともいえる措置として以下に述べる加算税の優遇及び加重制度が設けられている。

2 過少申告加算税等の特例（優遇措置）

国外財産又は財産債務（以下「国外財産等」とする）に係る所得税若しくは国外財産等に対する相続税に関し，過少申告又は無申告（以下「過少申告等」という）による修正申告書，期限後申告書の提出又は更正，決定（以下「修正申告等」という）があり，過少申告加算税又は無申告加算税（以下「過少申告加算税等」とする）の適用がある場合において，両調書の提出期限内に提出された両調書に，その修正申告等の基因となる国外財産等についての記載があるときは，この修正申告等につき課される過少申告加算税等の額については，その過少申告等に基づく本税額（加算税の計算の基礎となる本税額）の5%に相当する金額を控除した金額とすることとされている（国外送金等調書法6①，6の3①）*18。

この特例の対象となる国外財産等に係る所得税は，国外財産等に関して生ずる各種の所得（財産債務明細書に関するものとして債務の免除にかかる所得を含む）に対する所得税とされている（国外送金等調書令11①，12の3①，国外送金等調書規13，16）。これは，財産自体が課税対象となり得る相続税と異なり，所得税は所得が課税対象であることから，本特例の対象となる所得については，国外財産等に直接基因して生ずる所得とすることとされているものである。これは，下記 3 の加重措置においても同様である*19。

*17 武田前掲*12・9089の11頁参照。

*18 本特例の適用がある場合には，過少（無）申告加算税に係る「賦課決定通知書」にその旨が付記される（国外送金等調書規14，17）。これは，加重措置においても同様である。

*19 関ほか前掲*13・897頁参照。

3 両調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の特例（加重措置）

国外財産等に係る所得税に関し過少申告等による修正申告等（死亡した者に係るものを除く）があり、過少申告加算税等の適用がある場合において、提出期限内に両調書の提出がないとき又は提出された両調書にその修正申告等の基因となる国外財産等についての記載がないとき（重要な事項の記載が不十分であると認められるときを含む）は、この修正申告等につき課される過少申告加算税等の額については、その過少申告等に基づく本税額（加算税の計算の基礎となるべき本税額）の5%に相当する金額を加算した金額とすることとされている（国外送金等調書法6②、6の3②）。

ここで注意を要するのは、この加重措置の適用が、その提出期限までに両調書の提出がない場合だけでなく、期限内に提出はされたが「その修正申告等の基因となる国外財産等についての記載がないとき」のみならず「両調書に記載すべき事項のうち重要な事項の記載が不十分であると認められるときを含む」とされていることである。これに関しては、国外送金等調書規則12条1項又は同15条1項に規定する両調書に記載すべき事項について誤りがあり、又は記載事項の一部が欠けていることにより、所得の基因となる国外財産等の特定が困難である場合をいうものと取り扱われている（国外送金等調書通達6-3、6の3-3）。

なお、前述の優遇措置と異なり、この加重措置においては、相続税及び死亡した者に係

る所得税が適用対象外となっている。これは、被相続人による国外財産調書の不提出・未記載について、これを一律に別人格である相続人（実際に納税申告をする者）の責任とすることは適当でないと考えられることから、適用対象外とされたものであるとされている*20。

V 実際の調査事例と納税者側の対応

以上において、国外財産調書と財産債務調書の制度の内容及び両制度の実効性担保措置としての加算税制度の加算等の措置につき述べてきた。本稿の締めくくりに当たり実際の国外財産に関する税務調査の事例の紹介と今後における納税者及び税理士の対応につき私見を述べておきたい。

執筆時点で国外財産調書制度の実際の提出期限が到来したのが本年でまだ3回目であること、加えて筆者の関与先は個人のクライアントがほとんどないことより実際の調査事例の入手が困難であったが、かろうじて筆者が入手できた一つの調査事例を紹介したい。

その納税者は、過去に海外に居住していたことから相当額の海外金融資産を有していたが、一部にその金融資産の仕組みにつき不十分な情報しか入手できなかったものがあったことによりその国外財産から発生する所得の把握が十分にできないまま毎年の確定申告をしていたものである。

国外財産調書制度の創設に伴い国外財産の種類・価額等については把握し得る限り適切に、漏れなく国外財産調書に記載を行いその提出を行っていた。

*20 武田前掲*12・9086頁及び9089の4参照。

昨年、都内の大規模署の国際税務専門官による税務調査を受けたところ、国外財産にかかる所得の有無について争点となった。調査過程において調査官より、納税者が契約する海外の金融機関に対して、詳細な金融資産明細及び目論見書等を入手するよう求められた。納税者は海外の金融機関担当者に対して、日本国の税務当局より税務調査に関する資料提示要求がされていることを説明し、その資料の依頼を行った。その後も詳細な金融商品の仕組み等についての質問及び回答受領を繰り返した結果、日本において課税対象となる所得の発生が認められたため修正申告に応じることとなった。

本件においては、当初調査官より10%の過少申告加算税が課せられるとの説明を受けたが、本件は過少申告となったものの申告漏れの起因となる国外財産に関してはその確定申告時において国外財産調書にその種類・価額等に関しては漏れなく記載がされていることを資料等を提示しながら説明した結果、過少申告加算税の賦課決定においては過少申告にかかる過少申告加算税の5%減額により減額処理を行う旨の回答を得ることとなり、

後日同内容の加算税に関する賦課決定通知書を受領した。

諸外国に保有する財産、とりわけ金融資産に関しては、日本においてなじみのない金融資産が存在することなど諸外国との制度の違いが存在すること、また所得金額等の把握のための外国金融機関との言語の壁によるコミュニケーション及び情報入手の困難さが付きまとうこととなる。

今回の事例のように納税者サイドにおいては申告期限までに、その所得発生の有無の判断が100%難しい場合や所得発生は認識できたとしてもその金額の把握が困難なことが考えられる。その場合でも過少申告加算税等の特例の存在を考えた場合、少なくとも国外財産調書に記載すべき国外財産については、その国外財産の種類、数量、価額、所在といった記載事項については記載漏れとならないよう十分な注意を要するものとする（財産債務調書に関する場合も同様）。納税者に関与する税理士においても以上を踏まえた適切な説明及びアドバイスを行うことが求められるものとする。

【おくがわ・てつや】